消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業の区分） **第三条**　法第十三条第三項第四号ロ⑵の内閣府令で定める事業の区分は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類に掲げる中分類〇一―農業から中分類七一―学術・開発研究機関まで及び中分類七三―広告業から中分類九九―分類不能の産業までに属する事業にあっては当該各中分類により分類するものとし、中分類七二―専門サービス業（他に分類されないもの）に属する事業にあっては中分類七二―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所に限る。）と中分類七二―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所を除く。）とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。 2　［略］ （法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件） **第五条**　法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。 ［一・二　略］	（事業の区分） **第三条**　法第十三条第三項第四号ロ⑵の内閣府令で定める事業の区分は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定める日本標準産業分類に掲げる中分類〇一―農業から中分類七九―協同組合（他に分類されないもの）まで及び中分類八一―学術・開発研究機関から中分類九九―分類不能の産業までに属する事業にあっては当該各中分類により分類するものとし、中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）に属する事業にあっては中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所に限る。）と中分類八〇―専門サービス業（他に分類されないもの）（法律事務所及び司法書士事務所を除く。）とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。 2　［同上］ （法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件） **第五条**　法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれか一に該当するものとする。 ［一・二　略］

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤の者を除く。）の職にある者

四　［略］

（認定の申請書の記載事項）

第七条　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

（業務及び経理に関する帳簿書類）

第二十一条　法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

八　会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において「会費等」という。）について、次に掲げる事項を記録したもの

イ　会費等（ロに規定する寄附金を除く。）の納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号イ⑶及び⑷において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日

ロ　寄附金であってその寄附をした者の氏名を知ることができないもの（その

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤の者を除く。）の職にある者

四　［同上］

（認定の申請書の記載事項）

第七条　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

［号を加える。］

（業務及び経理に関する帳簿書類）

第二十一条　法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

八　会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号イ⑶及び⑷において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに当該会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第二十五条第一項第一号イ⑵において「会費等関係規定」という。）を記録したもの